

みんなの掲示板管理基準

1. 目的

この基準は、みんなの掲示板（以下「掲示板」という。）にはり紙（ポスター）を掲示させることにより、違反広告物をなくし、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することを目的とする。

2. 掲示の基準

- (1) ポスターの規格は、縦60cm×横60cm（JR総武線船橋駅南口前は縦60cm×横42cm）以内とする。
- (2) 掲示できるポスターは、掲示板を利用しようとする者（以下「利用者」という。）1人につき、1掲示板1区画とする。
- (3) ポスターの掲示期間は、14日以内とする。

3. 掲示できないポスター

次のいずれかに該当すると認められるポスターは、掲示することができない。

- (1) 一般の市民に営業目的と受けとめられる恐れのあるもの
- (2) 公職選挙法等、他の法令に違反するもの
- (3) 特定の宗教・政党を支持し、又は特定の宗教・政党を利する恐れがあり、または特定の思想・信条を表していると認められるもの
- (4) 公共の秩序又は風紀を乱す恐れがあると認められるもの
- (5) 虚偽の内容を表示しているもの
- (6) 市の公共性や中立性を損なう恐れがあり、市長が不相当と認めるもの

4. 申請方法

- (1) 利用者は、「みんなの掲示板利用承認申請書兼承認書」に掲示しようとするポスターを添えて、掲示しようとする1ヶ月前から2日前までに市長に提出しなければならない。

(2) 申請の受付場所は、船橋市役所建設局都市計画部都市計画課とする。

(3) 市長は、みんなの掲示板利用承認申請があった時はその内容を審査し、掲示を認めたときは当該「みんなの掲示板利用承認書」及び「掲示承認済証」を交付するものとする。

5. 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ポスターは、「掲示承認済証」を添付の上、市長の指定する掲示位置に画鋏等容易に取りはずしのできる方法で掲示すること。
- (2) ポスターの掲示期間中は、当該ポスターを管理すること。
- (3) ポスターの掲示期間が終了するまでに、当該ポスターを取りはずすこと。
- (4) 次回申請は、ポスターの掲示期間が終了したあとに行うこと。
- (5) 職員の指示に従い、市民及び他の利用者に迷惑をかけること。

6. 利用者がこの基準に違反したときは、次回からポスターの掲示を承認しない。

附 則

この基準は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。